

薬物乱用防止対策





厚生労働省における主な薬物乱用防止対策



1. 第四次薬物乱用防止五か年戦略に関する主な成果

①普及啓発

○青少年層への啓発強化

小学6年生保護者、高校3年生、有職・無職の未成年を対象とした薬物乱用薬物乱用防止啓発読本を作成、配布



○様々な形態・媒体を通じた普及啓発の推進

薬物乱用防止啓発訪問事業として、教育機関等に講師を派遣して、新たに作成した教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、FacebookやTwitterを活用して情報を発信

薬物乱用防止啓発訪問事業公式Facebook、Twitter

Facebook <https://www.facebook.com/stopthedrug>
Twitter <https://twitter.com/StopTheDrug>

○薬物乱用指導員の資質の向上

薬物乱用防止指導員が、最新の薬物情報に基づいて薬物乱用防止の普及啓発ができるよう、新たな教育資料を作成し、全国6箇所で開催

○危険ドラッグを含めた薬物乱用に関する啓発等の強化

・指定薬物若しくは麻薬の新たな指定や規制強化がなされた場合にその主旨を周知するポスターの作成

・「あやしいヤクブツ連絡ネット」を積極的に活用し、指定薬物等に関連する情報の収集や提供、相談対応を行い、国民が一元的に指定薬物の危険性等に関する情報にアクセスできるようにした



【あやしいヤクブツ連絡ネット】

指定薬物を含む危険ドラッグ等に関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、公表、注意喚起を行っています。また、コールセンターで相談対応を行い、一元的に危険性等の情報にアクセスできます。

<http://www.yakubutsu.com>

コールセンター 03-5542-1865